

地域の安全・安心

行政と市民との協働について

災害時要配慮者対策

〔避難行動要支援者〕を含む

①地区としての取り組みスタンス
災害対策基本法の改訂により、避難行動要支援者の名簿作成が市町村に義務付けられ、要支援者本人の同意が得られた名簿は、平常時から災害に備えて地区関係者等に情報提供されることになっていきます。

地区としては、「福祉活動の取り組み」と「南海トラフ地震に代表される防災・減災対策の取り組み」を一体のものとして位置づけ、地区の関係者（組織）が連携して対応します。

福祉課題なのか？危機管理課題なのか？ではなく、地域の災害対応力アップの共通課題と理解して相互連携を密にします。

②「避難支援個別計画」の作成

名簿を活用し、また名簿に記載されていないが放つてはおけない方々を地区独自に抽出指定し、一人ひとりの「避難支援個別計画」の作成につなげます。

その際、宇須々木地区では、市作成の名簿登録者を個別計画「A号計画」、非登録者を個別計画「B号計画」と区分し作成するとともに、それらを随時行政に提報し必要なアドバイスを受ける等、双方向の情報の流れを確保するよう努めます。

行政だけの力では、支援の必要な該当者をぬかりなく把握することは困難であり、地区住民による名簿作りへの協力（B号計画作成の効用）は不可欠と考えます。

③訓練と検証を通じる「避難支援個別計画」の継続的な改善



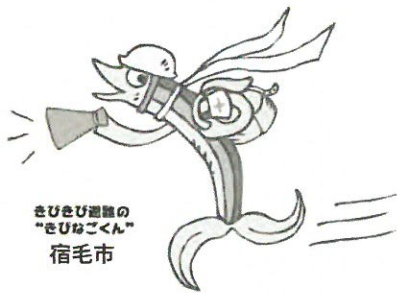
※要配慮者も参加した宇須々木地区の避難訓練

実効性が高い個別計画づくりと災害に強い地域づくりが必要

なもの、ただ訓練を繰り返すだけでは不十分だと考えます。客観的な訓練検証を担保して、計画を継続的に改善していくことが大切でしょう。時間をかけて、完璧なものを作つて終わりではなく、少しずつ改善を積み重ねていくことが意外と近道になるのかもしれない。

まずは、平常時に、支援が必要な方と支援する方が一緒に訓練に参加し、安否確認や避難誘導などを練習しておくことで、これから取り組みなければならぬ課題が明らかになります。明らかにした課題について、地域で話し合い、行政をはじめ関係機関と協議連携しながら一つずつ解決していきましょう。

宇須々木自主防災会
代表 河野典生



消防コーナー

平成30年 宿毛市消防出初式

1月7日(日)、宿毛市総合運動公園市民体育館(アリーナ)において、宿毛市消防団・消防団音楽隊・女性消防隊・少年消防隊・宿毛消防署が一堂に会し、消防出初式が開催されました。



式典では市長、団長による訓示や永年勤続表彰・優良消防団員表彰、式典終了後には消防団による市内パレードと松田川河戸堰での一斉放水が行われました。新年を迎えそれぞれが新たな決意で、臨みました。

林野火災にご注意ください

毎年、春先にかけて山火事が多発しています。春は落葉が降り、下草も枯れているうえ、降雨量も少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件が重なる事に加え、春先の火入れや、入山者が増えることによるものと考えられます。山火事を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- 枯草などのある火災が起こりやすい場所では、たき火はしないこと
- 強風時および乾燥時には、たき火・火入れをしないこと
- 火入れを行う際、必ず消防署へ届け出ること
- 消火用の水やスコップなどの消火用具を必ず用意すること
- たばこの消火は確実にを行い、投げ捨てなどしないように、持ち帰ること

宿毛消防署

ご質問・お問い合わせ等
ございましたら

【問い合わせ先】
代表電話 63-3111
火災・災害用 63-3300
FAX 63-3396

火の用心ことを形に習慣に